

# 休業要請外支援金に関するお知らせ

(休業要請支援金の不支給決定通知を受けられた方へ)

## I 休業要請外支援金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、大阪府の施設の使用制限要請等<sup>※1</sup>に協力いただいた事業者には「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」<sup>※2</sup>を支給しています。

「休業要請外支援金」は、この「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」支給対象外の事業者で、自主休業や外出自粛等に伴う売上げ減少等で経営に深刻な影響が生じている中小企業・その他の法人・個人事業主に対して、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えする支援金を支給するものです。

※1) 令和2年4月14日から大阪府が行った「施設の使用制限の要請等」を指します。

※2) 大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則（大阪府規則第75号）で定める支援金をいいます。

## II 支給額

中小企業  
その他の法人

府内に2以上の事業所がある場合 **100**万円  
1事業所の場合 **50**万円

個人事業主

府内に2以上の事業所がある場合 **50**万円  
1事業所の場合 **25**万円

## III 対象要件

令和2年3月31日以前に開業・設立し、営業実態のある中小法人・個人事業主で、下記の①～③の3つの要件を**全て**満たすことが必要です。

- ① 令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること
- ② 令和2年4月又は4月・5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること
- ③ 「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の受給対象でないこと

# IV 申請手続き

## 1. 申請期間

休業要請支援金の不支給決定通知書（郵便の不達等による再送付の場合は再送の案内）の到達日（特定記録郵便のお届け済み日）の翌日から起算して20日（当日消印有効）以内

## 2. 申請方法

- \* 支援金の申請にあたっては、下記の「休業要請外支援金ホームページ」のWeb事前受付ページから、手順に従って申請者情報等を入力し、受付登録を行った後、申請書等を印刷して記入・押印の上、必要書類を郵送してください。また、申請書類と併せ、休業要請支援金の支援金不支給決定通知書の写し（再送付の場合は、当初の支援金不支給決定通知書の写しと再送の案内の写し）を添えてください。
- \* 個人事業主の方は、本支援金の申請が円滑に行えるよう、専門家（行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士、弁護士）による申請書類の事前確認を受けることができます。ただし、事前確認を行うことに同意した専門家に限ります。

- Web事前受付ページ（休業要請外支援金ホームページ）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/kyuugyouyouseigai/index.html>



- 申請の手順



## 3. 郵送先

※郵送方法はレターバックライトに限ります。  
また、事務局への直接のお持込みはお受けできませんのでご了承ください。

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府休業要請外支援金申請事務局

# V お問い合わせ先

- 休業要請外支援金コールセンター

開設時間 午前10時から午後5時まで（平日・土曜日）

電話番号 0570-200-308

お電話が繋がりにくい場合は、休業要請外支援金ホームページに掲載しております「よくあるお問い合わせ」をご確認ください。

- \* よくあるお問い合わせ（休業要請外支援金ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/kyuugyouyouseigai/index.html>

